

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第5号

答申番号：令和7年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく葬祭扶助に係る保護申請に対して行った令和元年5月10日付け申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成31年4月11日、審査請求人は、実母の葬儀費用を支払うことが困難であるとして、処分庁に対し、法による葬祭扶助に係る保護を申請した。
- 2 同日、処分庁は、審査請求人から、自身の収入申告書及び資産申告書並びに審査請求人及びその妻（以下「審査請求人ら」という。）の銀行通帳の写しを受理した。審査請求人らはともに個人事業主であるが、毎月の会計帳簿等の作成はできていないとの申告を受けたことから、処分庁は、審査請求人に対し、審査請求人らの前年度分の確定申告書の写しの提示を求め、それぞれの控えの写しを受理した。処分庁は、審査請求人に対し、資産が最低生活費を上回る場合は、葬祭扶助の支給はできない旨を説明した。
- 3 平成31年4月12日、処分庁は、株式会社○から、死体火葬許可証、葬祭費用見積書及び葬祭費用請求書の写しを受理した。
- 4 平成31年4月19日、処分庁は、審査請求人らについて、法第29条に基づく資産調査を実施し、同月26日及び同年5月7日に金融機関等から回答を受理した。
- 5 令和元年5月9日、処分庁は、調査の結果判明した審査請求人の世帯の資産及び収入の額に基づき、審査請求人の世帯の保護の要否判定を実施し、保護を要しないことを確認した。
- 6 令和元年5月10日、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分に係る保護決定通知書を送付した。
- 7 令和元年5月27日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求をした。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

実母が亡くなり、葬儀費用の支払が困難であったため、葬祭扶助に係る保護の申請をしたが却下された。本件処分は、次の理由により不当であるから、取消しを求める。

- (1) 商売用の通帳口座の残高は、月末に業者への支払や家賃の支払等に充てるものであり、必要経費である。また、妻名義の通帳口座の残高も、事業のための支払や審査請求人の事業の赤字補填のための必要経費である。
- (2) 個人通帳はマイナス額表示である。
- (3) 銀行口座の残高で扶助の要否が判断されるのであれば、確定申告書の提出は不要であり、不当な資料請求である。

2 処分庁の主張

処分庁は、審査請求人の世帯の収入及び資産について調査した上で保護の要否の判定を行ったところ、資産等の額が最低生活費を上回ることが判明したことから、本件処分を行ったものである。

本件処分は、次のとおり適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

- (1) 審査請求人らは、それぞれの事業に係る会計帳簿等を作成しておらず、月々の経費の詳細を確認することができないため、事業活動における必要経費を認定することはできない。
- (2) 保護の要否の判定に当たり、審査請求人らの債務に対する弁済金を資産及び収入の額から控除することはできない。
- (3) 確定申告書の写しは、会計帳簿等の代替資料として提出を求めたものである。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と補足性の原則を規定し、法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定している。
- (2) 生活扶助基準、葬祭扶助基準等の保護の基準については、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に定められている。
- (3) 保護の要否及び程度については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下単に「処理基準」という。）である「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10において、「原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。」とされている。
- (4) 収入充当額については、次官通知第8の1の(4)において、「収入の認定にあたつ

ては、（略）当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、（略）その世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」とされている。

- (5) 農業以外の事業収入の必要経費については、次官通知第8の3の(1)のウの(イ)において、「その事業に必要な経費として店舗の家賃、地代、機械器具の修理費、店舗の修理費、原材料費、仕入代、交通費、運搬費等の諸経費についてその実際必要額を認定すること。」とされている。また、処理基準である「生活保護法における保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1の(3)のアにおいて、「農業以外の事業収入については、前3か月分及び当該月の見込みにつき、本人から申告させるほか、（略）サービス業（理髪業、靴磨等）については、正確なものがある場合には会計簿について、（略）それぞれの実際の収入の状況を書面又は聞き取りにより調査し、さらに市町村等税務関係機関の調査又は意見をも参考とすること。」とされている。
- (6) 「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-95の答は、保護開始前の借金について、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向ってその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。（後略）」としている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
(2) 理由

ア 本件処分において、処分庁は、審査請求人から提出された収入申告書及び資産申告書、審査請求人らの銀行通帳の写し及び前年度分の確定申告書の控えの写し並びに法第29条の規定に基づく金融機関等への資産調査の回答から判明した、審査請求人の世帯の収入及び資産の額に基づいて保護の要否を判定している。

その上で、認定された審査請求人の世帯の収入及び資産の総額1,860,755円が、最低生活費として算定された411,615円を上回ることが判明したため、処分庁は、審査請求人の世帯は保護を要しないと判定し、審査請求人の葬祭扶助に係る保護申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

イ 事業収入に係る必要経費の認定については、「諸経費についてその実際必要額を認定する」とされているところ、審査請求人は事業収入に係る会計帳簿等を作成しておらず、処分庁は、保護の要否判定をするに当たり、事業収入に係る必要経費を算定することができなかつたものと認められる。

また、生活保護制度は、自らの力で最低生活を維持することができない場合に行われるものであり、債務の補填を担うものではないから、審査請求人の債務に

対する弁済金を資産及び収入の額から控除することはできない。

ウ 処分庁は、事業収入の認定に当たり、審査請求人らの事業に係る会計帳簿等を確認する必要があるため、これらの代替資料として、確定申告書の写しの提出を求めたものと認められ、実際に、収入認定に係る就労収入の月額を確定申告書に基づき算出している。

エ よって、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正になされたものであり、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1 の (2) に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年7月23日 審査庁が審査会に諮問

令和7年8月20日 第1回調査審議（第2部会）

令和7年9月19日 第2回調査審議（〃）

令和7年9月22日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、審査請求人の世帯の資産及び収入の認定において、審査請求人の事業活動に係る経費を必要経費として控除することができるか、審査請求人の債務に対する弁済金を控除することができるか、確定申告書の写しの提出を求めることが不当な資料請求に当たるかの3点であるので、以下検討する。

(1) 審査請求人らの事業活動に係る経費を必要経費として控除することのはず

審査請求人らは、それぞれが個人事業主であるところ、審査請求人らの銀行口座の残高は、それぞれの事業の必要経費である旨主張する。

審査請求人らは、いずれも会計帳簿等の作成はできていない旨処分庁に述べていた。処分庁からの求めに応じ、審査請求人は、収入申告書及び資産申告書、所得税確定申告書の控えの写しのほか、審査請求人らの銀行通帳の写しを処分庁に提出したもの、確定申告書には収支内訳書又は青色申告決算書が添付されていなかった。

審査請求人は、審査請求人の預金のうち、〇の預金口座の残高339,205円について

は残高がそれほどあることを認識していなかったと述べ、毎月末の審査請求人の事業の必要経費の支払いに同預金を活用していたとは認められない。審査請求人の妻の銀行預金通帳についても毎月末ごとに経費の支払いのために預金残高が減少してゼロに近くなっていたような形跡はみられなかった。処分庁は、これらから、いずれの資料からも審査請求人らの預金が毎月末の事業の必要経費に充てられていることを認定できなかったものと認められる。

以上から、審査請求人らの事業活動に係る経費を必要経費として控除することはできないとした処分庁の判断について、次官通知第8の3の(1)のウの(イ)及び局長通知第8の1の(3)のアに照らして違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人らの債務に対する弁済金を控除することの是非

審査請求人は、審査請求人の名義の銀行口座が貸越状態になっていることによる債務の弁済及び事業の赤字補填のために必要であることから、妻名義の口座の残高は必要経費である旨主張する。

しかしながら、問答集問8-95の答にあるように、過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは法の趣旨を逸脱するものであり、これを認めることはできないとした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

(3) 確定申告書の写しの提出を求めることがの是非

審査請求人は、銀行口座の残高で保護の要否が判断されるのであれば、確定申告書の提出は不要であり、不当な資料請求である旨主張する。

処分庁は、事業収入の認定に当たり、審査請求人らの事業に係る会計帳簿等を確認する必要があったところ、審査請求人らは、これを作成していないとのことであった。所得税確定申告書には通常、収支内訳書又は青色申告決算書が添付されていることから、処分庁は審査請求人に確定申告書の写しの提出を求め、それにより審査請求人の収支を確認しようとしたものと認められる。実際に、処分庁は収入認定に係る就労収入の月額を確定申告書に基づき算出していることが認められ、審査請求人の主張は当たらない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委 員 (部会長)	西 村 幸 三
委 員	小 谷 真 理
委 員	関 戸 幸 一